

# 扶養認定基準取り扱いの一部変更のお知らせ

共済事業のあらましの28ページ、「被扶養者認定基準及び取扱い」の23ページ及びホームページ内の共済組合のしくみに掲載の【認定】添付書類一覧表について、下記のとおり一部内容を変更しましたのでお知らせいたします。

内容をいま一度ご確認いただき、被扶養者の認定申請にあたりましては、組合員皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

## 【認定】添付書類一覧表

認定対象者続柄	子	配偶者	配偶者 子 孫 父母 祖父母 弟妹														義父母	兄姉	伯叔父母	甥姪
	生計維持関係が原則																同居と生計維持が原則			
提出書類	出生	婚姻	学生	退職				給与収入あり	事業・農業収入等	年金受給権者	障害あり	事業等廃業	(雇用契約の変更等) 収入減	無職・無収入	扶養事実(別居)	認定替え	扶養事実	扶養事実	扶養事実	扶養事実
				雇用保険適用																
				有																
				申請中	受給延長	受給せず	終了	無												
認定申告書(②認定)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
扶養認定に係る状況書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
扶養手当の有無 担当者④	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	
被扶養者に関する申立書				△	△	△	△	△				△	○	△	△				△	
婚姻日のわかる書類(写)		○												△	△				△	
在学証明書又は学生証(写)		△	○											△	△	△	△	△	△	
診断書(写)又は障害者手帳(写)		△								○				△	△	△	△	△	△	
他保険の資格喪失証明書		△	△	○	○			○	△		△	△	○	△	○	△	△	△	△	
離職票(写)		△	△	○	○			○		△				△	△	△	△	△	△	
退職証明(写)又は雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(写)		△	△		○					△				△	△	△	△	△	△	
雇用保険受給者証の両面(写)		△	△				○			△				△	△	△	△	△	△	
非課税証明書		△	※							△	△		○	△	△	△	△	△	△	
無職証明書													○							
課税(所得)証明書		△	△					○	○	○				△	△	△	△	△	△	
雇用契約書(写)と前3か月分の給与明細書(写)又は給与支払証明書(別紙様式)		△	△					○		△		○		△	△	△	△	△	△	
過去2年分の確定申告書及び収支内訳書(控)で、税務署受付印があるもの(写)		△							○					△	△	△	△	△	△	
直近の年金証書又は支払通知書(写)・請求中の場合は年金額試算書		△	△	△	△	△	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
廃業申請書(写)											○			△	△	△	△	△	△	
前3か月分の仕送り状況の確認できるもの														○	△	△	△	△	△	
世帯全員の住民票			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	△	○	○	○	
他の扶養義務者が有る場合 組合員・扶養義務者双方の源泉徴収票等			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		△	○	△	△	△	△	
国民年金第3号届書(配偶者)		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○								
その他	その他必要と認める書類																			

【提出書類】 ○：必須 △：状況により必要 ※：夜間課程及び通信制教育課程の場合必要となります。

※網掛け部分が変更箇所となります。